

令和7年度

和歌山市社会教育委員

第1回定例会議議案書

日時 令和7年5月2日（金）
午後2時30分～午後4時（予定）

会場 勤労者総合センター 6階文化ホール

教育学習部 生涯学習課

令和7年度第1回定例会議 次第

1 開会

2 社会教育委員及び職員紹介

3 議題

(1) 令和6年度社会教育関係各課事業の報告について

(2) 令和7年度社会教育関係補助金について

(3) 令和7年度家庭教育支援基盤構築事業について

(4) 令和7年度社会教育関係各課事業の予定について

(5) 社会教育活動に対する壮年層へのアプローチの仕方について

(6) 令和7年度社会教育委員行事予定について

4 その他

5 閉会

議題（1）

令和6年度社会教育関係各課事業の報告について

		事業数	参加人数(人)
生涯学習課 (別冊P.1～P.21)	市主催事業	23	約 1,900 人
	共催事業	13	約 5,300 人
	団体事業	23	約 3,500 人
	コミュニティセンター7館	250	約 18,700 人
	計	309	約 29,400 人
	関係団体	PTA、公民館、市婦連、PTAなど	

		事業数	参加人数
青少年課 (別冊P.22～P.25)	市主催事業	2	120 人
	共催事業	15	18,496 人
	団体事業	26	1,113 人
	計	43	19,729 人
	関係団体	子ども会、ボースカウト、ガールスカウトなど	

		事業数	参加人数(人)
読書活動推進課 (別冊P.26～P.27)	市民図書館	15	約 6,500 人
	西分館	8	約 1,900 人
	計	23	約 8,400 人

		事業数	参加人数(人)
こども科学館 (別冊P.28)		16	1,772 人

		事業数	参加人数
文化振興課 (別冊P.29～P.42)	市主催事業	4	3,738 人
	共催事業	8	16,984 人
	団体事業	8	8,811 人
	和歌山城ホール	34	10,331 人
	和歌の浦アート・キューブ	19	3,259 人
	博物館	38	50,533 人
	計	54	93,656 人
	関係団体	児童合唱団、市民合唱団など	

		事業数	参加人数(人)
スポーツ振興課 (別冊P.43～P.53)	市主催事業	5	558 人
	共催事業	6	約 7,435 人
	団体事業	15	1,468 人
	体育館3館	55	2,608 人
	スポーツ広場	2	99 人
	温水プール	21	983 人
	計	104	約 13,151 人
	関係団体	市体育協会など	

議題（２）

令和 7 年度社会教育関係補助金について

令和 7 年度 社会教育関係補助金

(単位：千円)

名 称		令和 7 年度 予算額	令和 6 年度 予算額	補助金 資料 (ページ)		
教育費	生涯学習 振興費	P T A 育成補助金	727	727	4～7	
		ユネスコ運営補助金	45	45	8	
	教育権 費	地域青年リーダー育成補助金	51	51	9	
	青少年教育費	ボーイスカウト育成補助金	125	125	10	
		ガールスカウト育成補助金	67	67	11	
		ボーイスカウト和歌山地区キャンポリー開催補助金	—	500	—	
		ボーイスカウト和歌山地区振興大会開催補助金	500	—	12	
		ガールスカウト和歌山 6 5 周年記念キャンプ参加補助金	—	150	—	
	総務費	文化振興費	和歌山児童合唱団定期演奏会事業補助金	100	100	13
			和歌山市民合唱団発表会事業補助金	95	95	
総合文化事業補助金			250	250	14	
視覚障害者文化振興事業補助金			95	95		
和歌山市民オペラ振興事業補助金			100	100	15	
紀州民芸盆栽協会育成事業補助金			35	35		
和歌山市交響楽団育成事業補助金			240	240	16	
和歌山市吹奏楽団育成事業補助金			120	120		
和歌山市合唱団協議会育成事業補助金			240	240	17	
合 計		2, 790	2, 940			

団体名	和歌山市小学校PTA連合会				
会員数	50校		12,452人		
令和7年度 団体予算額	2,795,506円				
令和7年度 補助対象経費	714,000円				
補助対象経費	PTA会員研修費、日P・近P・県P研修会費、各部活動費、ソフトボール・バレーボール大会費、合唱祭費、幹事会費、県P分担金、事務局費				
令和7年度 補助金額	357,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	6月2日	総会	事業報告を行い、年間事業計画、事業予算を協議、役員の選出を行う。	ホテルグランヴィア和歌山	177 (R6)
	8月23日・24日	日本PTA全国研究大会	全国から、会員が集まり、PTA活動の成果や課題を共有し、共に学ぶことを通して、今後のPTA活動の礎を構築する。	川崎市	3 (R6)
	11月9日	日本PTA近畿ブロック研究大会	近畿各地から会員が集まり、PTA活動の成果や課題を共有し、共に学ぶことを通して、今後のPTA活動の礎を構築する。	滋賀県大津市	12 (R6)
	10月6日	ソフトボール・バレーボール中央大会	スポーツ活動を通して会員同士の交流を深めることができた。	市高	271 (R6)
	12月17日	合唱祭	各学校で練習することで、会員同士の交流につながる。	和歌山城ホール	504 (R6 文化交流事業に変更)
	2月22日	研修会	分科会にわかれて、意見交換をする。また講演会を実施する。	北コミュニティセンター	182 (R6)
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	6月1日	総会	事業報告を行い、年間事業計画、事業予算を協議、役員の選出を行う。	ホテルグランヴィア和歌山	177 (R6)
	8月22日～23日	日本PTA全国研究大会	全国から、会員が集まり、PTA活動の成果や課題を共有し、共に学ぶことを通して、今後のPTA活動の礎を構築する。	石川県金沢市	3 (R6)
	11月4日	日本PTA近畿ブロック研究大会	近畿各地から会員が集まり、PTA活動の成果や課題を共有し、共に学ぶことを通して、今後のPTA活動の礎を構築する。	大阪市	13 (R6)
	11月	ソフトボール・バレーボール中央大会	スポーツ活動を通して会員同士の交流を深めることができた。	未定	271 (R6)
	11月22日	合唱祭	各学校で練習することで、会員同士の交流につながる。	未定	504 (R6 文化交流事業に変更)
	2月21日	研修会	分科会にわかれて、意見交換をする。また講演会を実施する。	北コミュニティセンター	182 (R6)

団体名	和歌山市中学校PTA連合会				
会員数	19校		7,548人		
令和7年度 団体予算額	1,909,223円				
令和7年度 補助対象経費	466,000円				
補助対象経費	分担金、会議費、行動費、印刷費、通信費、事務局費				
令和7年度 補助金額	233,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	6月1日	総会	事業報告を行い、年間事業計画、事業予算を協議、役員を選出を行う。	ホテルグランヴィア和歌山	90 (R6)
	11月9日	日本PTA近畿ブロック研究大会	近畿各地から会員が集まり、PTA活動の成果や課題を共有し、共に学ぶことを通して、今後のPTA活動の礎を構築する。	滋賀県大津市	13 (R6)
	9月18日	市PTA代表研修	バス研修	神戸方面	23 (R6)
	11月2日	シンポジウム	6つの分科会に分かれて、他校のPTA会員と共にPTA活動や子供たちへの関わり等意見交換、情報の共有を行う。	北コミュニティセンター	警報により中止 (R6)
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	5月31日	総会	事業報告を行い、年間事業計画、事業予算を協議、役員を選出を行う。	ホテルグランヴィア和歌山	90 (R6)
	11月4日	日本PTA近畿ブロック研究大会	近畿各地から会員が集まり、PTA活動の成果や課題を共有し、共に学ぶことを通して、今後のPTA活動の礎を構築する。	大阪市	13 (R6)
	9月から 10月	市PTA代表研修	バス研修	未定	23 (R6)
	11月1日	シンポジウム	6つの分科会に分かれて、他校のPTA会員と共にPTA活動や子供たちへの関わり等意見交換、情報の共有を行う。	北コミュニティセンター	警報により中止 (R6)

団体名	和歌山市立和歌山高等学校育友会				
会員数	1校	758人			
令和7年度 団体予算額	21,868,630円				
令和7年度 補助対象経費	44,000円				
補助対象経費	行事費				
令和7年度 補助金額	22,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	11月16日 ～17日	市高デパート	仕入れ、販売、店舗経営、 決算、広報すべてを生徒の 手で行う、近る体験学習	学校内	12,162
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	未定	市高デパート	仕入れ、販売、店舗経営、 決算、広報すべてを生徒の 手で行う、近る体験学習	学校内	多数

団体名	和歌山市立和歌山高等学校育友会				
会員数	1校		758人		
令和7年度 団体予算額	21,868,630円				
令和7年度 補助対象経費	44,000円				
補助対象経費	行事費				
令和7年度 補助金額	22,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	11月16日 ～17日	市高デパート	仕入れ、販売、店舗経営、 決算、広報すべてを生徒の 手で行う、近る体験学習	学校内	12,162
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	未定	市高デパート	仕入れ、販売、店舗経営、 決算、広報すべてを生徒の 手で行う、近る体験学習	学校内	多数

【生涯学習振興費】

[ユネスコ運営補助金]

目的 国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にうたわれている理念の実現を目的とした、和歌山市の民間ユネスコ活動に対する補助。

根拠法令等 ユネスコ活動運営補助金交付要綱

団体名	和歌山ユネスコ協会				
会員数	50人				
令和7年度 団体予算額	500,000円				
令和7年度 補助対象経費	90,000円				
補助対象経費	PRグッズ購入費				
令和7年度 補助金額	45,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	5月18日	和歌山ユネスコ協会定期総会	事業報告を行い、年間事業計画、事業予算を協議、役員を選出を行う。	勤労者総合センター	14
	8月15日	ユネスコ平和の鐘打鐘会	戦没者のご冥福を祈り、平和を祈願して鐘をつく。	岡山の時鐘堂ほか、約30寺	36
	12月31日	ユネスコ大晦日の鐘を鳴らそう会	平和を祈念し、旧年を払い、新年を迎えるために鐘をつく。	岡山の時鐘堂	388
	11月～ 翌年2月	書きそんじはがき回収キャンペーン	未使用のままのハガキを回収、日本ユネスコ協会連盟で換金し、アフガニスタン、ネパール、カンボジアなど世界の多くの地域での教育支援活動に役立てるものです。	回収箱を本庁舎、サービスセンター等に設置	1771枚
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	5月17日	和歌山ユネスコ協会定期総会	事業報告を行い、年間事業計画、事業予算を協議、役員を選出を行う。	勤労者総合センター	
	8月15日	ユネスコ平和の鐘打鐘会	戦没者のご冥福を祈り、平和を祈願して鐘をつく。	岡山の時鐘堂ほか、約30寺	
	12月31日	ユネスコ大晦日の鐘を鳴らそう会	平和を祈念し、旧年を払い、新年を迎えるために鐘をつく。	岡山の時鐘堂	
	11月～ 翌年2月	書きそんじはがき回収キャンペーン	未使用のままのハガキを回収、日本ユネスコ協会連盟で換金し、アフガニスタン、ネパール、カンボジアなど世界の多くの地域での教育支援活動に役立てるものです。	回収箱を本庁舎、サービスセンター等に設置	

【人権教育費】

[地域青年リーダー育成補助金]

目的 人権問題の解決を目指し、地域青年団の育成を積極的に推進する事業への補助。
 根拠法令等 和歌山市地域青年リーダー育成補助金交付要綱

団体名	杭ノ瀬地区青年団				
会員数	30人				
令和7年度 団体予算額	125,000円				
令和7年度 補助対象経費	102,000円				
補助対象経費	教材費、交通費、入場料、講師謝金・講師交通費、保険料、使用料、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬料、備品購入費、その他市長が特に必要と認めるもの				
令和7年度 補助金額	51,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	4～3月 の間で 11回	定例会	部落問題に関する学習会や 事業の準備・打合せ	杭ノ瀬児童・ 地区福祉センター	延べ62名
	8月10日	地区内ボランティア活動	子ども会行事(夏まつり)へ の参加・指導	杭ノ瀬児童・ 地区福祉センター	25名
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	4～2月 の間で 11回	定例会	部落問題に関する学習会や 事業の準備・打合せ	杭ノ瀬児童・ 地区福祉センター	延べ100名
	未定	地区内ボランティア活動	子ども会行事(夏まつり)へ の参加・指導	杭ノ瀬児童・ 地区福祉センター	20名

【青少年教育費】

[ボーイスカウト育成補助金]

交付理由

野外活動や奉仕活動を通じて青少年の健全育成を図る事業に対しての補助。

根拠法令等

社会教育関係団体補助金交付要綱

団体名	日本ボーイスカウト和歌山地区協議会				
会員数	7団体		279人		
令和7年度 団体予算額	800,000円				
令和7年度 補助対象経費	250,000円				
補助対象経費	印刷製本費、備品購入費				
令和7年度 補助金額	125,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	5月5日	なかよしまつり	市のこどもまつり、パレード参加に参加し、組織のPRにつなげる	和歌山城周辺	193
	10月19日	JOTA・JOTI	世界のスカウトとアマチュア無線インターネットで交流を体験	紀北青少年の家	87
	10月20日	ビーバーディ	ビーバースカウトが集まり、日ごろ訓練している技能の競争を通じ一層の向上意識を育てる	紀北青少年の家	31
	11月10日	和歌浦ベイマラソン奉仕	ベイマラソンのスタート補助をする	マリーナシティ	80
	12月1日	カブラリー	カブスカウトが集まり、日ごろ訓練している技能の競争を通じ一層の向上意識を育てる	根来山元気の森	91
	3月2日	ベーデン・パウエル祭（BP祭）	創始者の生誕の祝いと野外活動（ハイキング）をつうじ、仲間意識と組織のPR拡充を図る。	河西コミュニティセンター、河西公園	146
令和7年度 活動内容 （予定）	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	5月5日	なかよしまつり	市のこどもまつり、パレード参加に参加し、組織のPRにつなげる。	和歌山城周辺	120
	10月18日	JOTA・JOTI	世界のスカウトとアマチュア無線インターネットで交流を体験	西脇小学校	80
	10月20日	ビーバーディ・カブラリー	ビーバー・カブスカウトが集まり、訓練している技能の競争を通じ一層の向上意識を育てる	河西公園	100
	11月8日	オーバーナイトハイク	ボーイスカウト・カブスカウトが夜間ハイクを行い、技能の向上と夜間防災行動の体験をする	和歌山市内	100
	未定	和歌浦ベイマラソン奉仕	ベイマラソンのスタート補助をする	マリーナシティ	80

[ガールスカウト育成補助金]

交付理由

野外活動や奉仕活動を通じて地域に貢献できる女性の育成を図る事業に対しての補助。

根拠法令等

社会教育関係団体補助金交付要綱

団体名	ガールスカウト和歌山地区協議会				
会員数	2団		136人		
令和7年度 団体予算額	150,000円				
令和7年度 補助対象経費	134,000円				
補助対象経費	消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、負担金				
令和7年度 補助金額	67,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	5月5日	なかよしまつり	地域社会への参加・協力を体験し、併せて広報活動を行う。	和歌山城周辺	65
	6月8～9日	ジュニアキャンプ	野営の訓練を中心にスカウト同士の友情を深め、協力する精神を養う。	紀北青少年の家	40
	7月28日、2月23日	入会入団説明会	広報活動を行い、会員の拡大につなげる。	北コミュニティセンター、河北コミュニティセンター	106 76
	3月15～16日	花ブラウニーキャンプ	小学3年生のスカウトを対象とし、日頃の訓練の成果を確認し交流を深め、ジュニア部門へフライアップする意欲を高める。	青少年国際交流センター	29
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	5月5日	なかよしまつり	地域社会への参加・協力を体験し、併せて広報活動を行う。	和歌山城周辺	65
	6月7～8日	ジュニアキャンプ	野営の訓練を中心にスカウト同士の友情を深め、協力する精神を養う。	紀北青少年の家	50
	7月27日	入会入団説明会	広報活動を行い、会員の拡大につなげる。	西コミュニティセンター	90
	3月14～15日	花ブラウニーキャンプ	小学3年生のスカウトを対象とし、日頃の訓練の成果を確認し交流を深め、ジュニア部門へフライアップする意欲を高める。	青少年国際交流センター	30

【青少年教育費】

[ボーイスカウト和歌山地区振興大会開催補助金]

交付理由

野外活動や奉仕活動を通じて青少年の健全育成を図る事業に対する補助。

根拠法令等

社会教育関係団体補助金交付要綱

団体名	日本ボーイスカウト和歌山地区協議会				
会員数	7団体		279人		
令和7年度 団体予算額	1,500,000円				
令和7年度 補助対象経費	1,000,000円				
補助対象経費	消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、負担金				
令和7年度 補助金額	500,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	2月	ボーイスカウト和歌山地区振興大会	和歌山地区のスカウト及び関係者が一堂に集まり、創始者の生誕を祝うとともにスカウト運動の振興を図る。	和歌山城ホール	200

【文化振興費】

[和歌山児童合唱団定期演奏会事業補助金]

交付理由

児童による合唱演奏会を定期的に催し、和歌山で育つ子どもたちが、歌を通じてより一層和歌山に愛着を持ち、また和歌山の文化の発展に貢献しようと努める事業に対する補助。

根拠法令等

文化振興補助金交付要綱

団体名	和歌山児童合唱団				
会員数	80人				
令和7年度 団体予算額	469,000円				
令和7年度 補助対象経費	419,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、印刷製本費、通信運搬費、著作権料				
令和7年度 補助金額	100,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	4月14日	和歌山児童合唱団定期演奏会事業	和歌山で育つ子ども達が、歌を通して、より一層和歌山に愛着を持ち、また、和歌山の文化の発展に貢献できるよう児童による合唱演奏会を開催する。	和歌山城ホール 大ホール	出演者数160 入場者数849
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	4月27日	和歌山児童合唱団定期演奏会事業	和歌山で育つ子ども達が、歌を通して、より一層和歌山に愛着を持ち、また、和歌山の文化の発展に貢献できるよう児童による合唱演奏会を開催する。	和歌山城ホール 大ホール	出演者数150 入場者数600

[和歌山市民合唱団発表会事業補助金]

交付理由

合唱を通じて和歌山市の音楽文化の発展をめざす事業に対する補助。

根拠法令等

文化振興補助金交付要綱

団体名	和歌山市民合唱団				
会員数	35人				
令和7年度 団体予算額	879,500円				
令和7年度 補助対象経費	494,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、舞台技術料、印刷製本費、通信運搬費、著作権料				
令和7年度 補助金額	95,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	11月23日	和歌山市民合唱団発表会事業	様々な合唱曲を披露し、合唱の楽しさを伝え、地域に合唱文化を広め深めるため、混声合唱の発表会を行う。	和歌山城ホール 小ホール	出演者数35 入場者数412
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	未定	和歌山市民合唱団発表会事業	様々な合唱曲を披露し、合唱の楽しさを伝え、地域に合唱文化を広め深めるため、混声合唱の発表会を行う。	和歌山城ホール 大ホール	出演者数40 入場者数400

【文化振興費】

[総合文化事業補助金]

交付理由 先覚文化功労者顕彰や文芸まつり等を行い、郷土和歌山の文化発展と向上を目的とする事業に対する補助。
 根拠法令等 文化振興補助金交付要綱

団体名	和歌山文化協会				
会員数	270人				
令和7年度 団体予算額	3,351,000円				
令和7年度 補助対象経費	3,070,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、印刷製本費、通信運搬費				
令和7年度 補助金額	250,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	令和6年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日	総合文化事業	和歌山の文化発展と向上を 目的とする美術展や演劇公 演の開催、出版物の刊行等 を行う。	和歌山県民文化会 館、和歌山城ホー ル、アバローム紀 の国など	出演者270 入場者5000
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	令和7年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日	総合文化事業	和歌山の文化発展と向上を 目的とする美術展や演劇公 演の開催、出版物の刊行等 を行う。	和歌山県民文化会 館、和歌山城ホー ル、アバローム紀 の国など	出演者270 入場者5000

[視覚障害者文化振興事業補助金]

交付理由 目の不自由な方々が文化的で情操豊かな精神を培い、又、社会の情勢や新しい情報に触れる機会を提供する事業に対する補助。
 根拠法令等 文化振興補助金交付要綱

団体名	和歌山市視覚障害者福祉協会				
会員数	80人				
令和7年度 団体予算額	218,000円				
令和7年度 補助対象経費	198,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、舞台技術料				
令和7年度 補助金額	95,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	令和6年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日	視覚障害者文化振興事業	目の不自由な方々が、文化 的で情操豊かな精神を培う ことを目的とし、文芸や点 字をはじめとした各種講 座・講演会を開催する	和歌山市 ふれ愛センターな ど	200
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	令和7年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日	視覚障害者文化振興事業	目の不自由な方々が、文化 的で情操豊かな精神を培う ことを目的とし、文芸や点 字をはじめとした各種講 座・講演会を開催する	和歌山市 ふれ愛センターな ど	200

【文化振興費】

[和歌山市民オペラ振興事業補助金]

交付理由 和歌山独自の創作オペラを公演することにより、市民の音楽文化の向上を図ることを目的とする事業に対する補助金
 根拠法令等 文化振興補助金交付要綱

団体名	和歌山市民オペラ協会				
会員数	43人				
令和7年度 団体予算額	7,000,000円				
令和7年度 補助対象経費	5,280,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、舞台技術料、印刷製本費、通信運搬費、著作権料				
令和7年度 補助金額	100,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	2月16日	和歌山市民オペラ振興事業	和歌山独自のオペラを公演することにより、市民の音楽文化の向上を図るため、和歌山市のオペラ愛好家達のためにオペラを創作し、愛好家達自らが練習した成果を発表する。	和歌山城ホール	出演者数7 入場者数300
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	未定	和歌山市民オペラ振興事業	和歌山独自のオペラを公演することにより、市民の音楽文化の向上を図るため、和歌山市のオペラ愛好家達のためにオペラを創作し、愛好家達自らが練習した成果を発表する。	未定	出演者数75 入場者数600

[紀州民芸盆栽協会育成事業補助金]

交付理由 工芸盆栽及びアートフラワーを通して、文化芸術の向上に寄与する事業に対する補助。
 根拠法令等 文化振興補助金交付要綱

団体名	紀州民芸盆栽協会				
会員数	55人				
令和7年度 団体予算額	485,000円				
令和7年度 補助対象経費	335,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、印刷製本費、通信運搬費				
令和7年度 補助金額	35,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	通年 (第1第3火曜日)	紀州民芸盆栽協会育成事業	工芸盆栽及びアートフラワーを通し、市民の工芸文化の向上を図る。	高松公民館など	100
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	通年 (第1第3火曜日)	紀州民芸盆栽協会育成事業	工芸盆栽及びアートフラワーを通し、市民の工芸文化の向上を図る。	高松公民館など	100

【文化振興費】

[和歌山市交響楽団育成事業補助金]

交付理由 和歌山市の音楽文化向上のために、クラシックの演奏活動を行う事業に対する補助。
 根拠法令等 文化振興補助金交付要綱

団体名	和歌山市交響楽団				
会員数	80人				
令和7年度 団体予算額	950,000円				
令和7年度 補助対象経費	700,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、舞台技術料、印刷製本費、通信運搬費、著作権料				
令和7年度 補助金額	240,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	7月7日	和歌山市交響楽団育成事業	管弦楽の演奏活動を通し、本市の音楽文化向上を図り、定期演奏会とオラトリオ演奏会をはじめ、様々な演奏活動を行う。	和歌山城ホール	出演者数85 入場者数780
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	7月6日	和歌山市交響楽団育成事業	管弦楽の演奏活動を通し、本市の音楽文化向上を図り、定期演奏会とオラトリオ演奏会をはじめ、様々な演奏活動を行う。	未定	出演者数85 入場者数780

[和歌山市吹奏楽団育成事業補助金]

交付理由 吹奏楽を通じて、団員の豊かな人間形成を図り、市民の情操育成と明るいまちづくりに寄与する事業に対する補助。
 根拠法令等 文化振興補助金交付要綱

団体名	和歌山市吹奏楽団				
会員数	50人				
令和7年度 団体予算額	1,080,000円				
令和7年度 補助対象経費	812,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、舞台技術料、印刷製本費、通信運搬費				
令和7年度 補助金額	120,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	6月30日	和歌山市吹奏楽団育成事業	吹奏楽を通じて、団員の豊かな人間形成を図り、市民の情操育成と明るいまちづくりに寄与するため、吹奏楽による定期演奏会をはじめとした様々な演奏活動を行う。	和歌山城ホール	出演者数80 入場者数900
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	未定	和歌山市吹奏楽団育成事業	吹奏楽を通じて、団員の豊かな人間形成を図り、市民の情操育成と明るいまちづくりに寄与するため、吹奏楽による定期演奏会をはじめとした様々な演奏活動を行う。	未定	出演者数80 入場者数900

【文化振興費】

[和歌山市合唱団協議会育成事業補助金]

交付理由 合唱を通じて、和歌山市の音楽文化の向上に寄与する事業に対する補助。
 根拠法令等 文化振興補助金交付要綱

団体名	和歌山市合唱団協議会				
会員数	500人				
令和7年度 団体予算額	800,000円				
令和7年度 補助対象経費	600,000円				
補助対象経費	会場その他借上料、舞台技術料、印刷製本費、通信運搬費、著作権料				
令和7年度 補助金額	240,000円				
令和6年度 活動実績	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	11月3日	和歌山市合唱団協議会育成事業	合唱を通じて、本市の音楽文化の向上に寄与する。コーラスフェスティバルの開催と合唱指導の講師を招聘した研修会を行う。	和歌山城ホール	出演者数500 入場者数500
令和7年度 活動内容 (予定)	月日	事業名	事業概要	場所	人数
	未定	和歌山市合唱団協議会育成事業	合唱を通じて、本市の音楽文化の向上に寄与する。コーラスフェスティバルの開催と合唱指導の講師を招聘した研修会を行う。	未定	出演者数500 入場者数500

和歌山市PTA育成補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、会員相互の連携及び家庭と学校間の連携を深めること並びに会員自身の教養を高めることを目的とした園児、児童及び生徒の健全育成に係る研修活動等に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 和歌山市公立幼稚園PTA連合会
- (2) 和歌山市小学校PTA連合会
- (3) 和歌山市中学校PTA連合会
- (4) 和歌山市立和歌山高等学校育友会

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 子供の健全育成に関すること。
- (2) 研修会に関すること。
- (3) 会員相互の連携を深めることに関すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の額は、前条の事業に要する経費で、会員の福利厚生及び懇親会の開催に係る経費は除くものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (4) 事業の実施状況が確認できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月12日から施行する。

ユネスコ活動運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にうたわれている理念の実現を目的とした、和歌山市の民間ユネスコ活動に対して、補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、和歌山ユネスコ協会とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業は、和歌山ユネスコ協会が行なう事業とし、それに要する経費を補助対象経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の実施状況が確認できる写真、パンフレット等
- (4) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山市地域青年リーダー育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域づくりの担い手として共に考え、語り合い実践し、併せて自身の生活を豊かにするため、高等学校の生徒及びその年代を中心とする青少年の組織の強化と活動の充実、地域参加の促進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 市長は、高等学校の生徒及びその年代を中心とする15人以上の青少年を会員として組織される団体（次条各号に掲げるすべての活動を年間を通じ24時間以上行うものに限る。以下「青少年組織」という。）に対し、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、青少年組織が行う次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 子ども会活動を支援するための活動
- (2) 青少年組織の強化のための活動
- (3) 会員自身の資質向上のための活動
- (4) 地域づくりへの主体的参加活動

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、前条各号の活動に要する次の表に掲げる経費とする。

教材費	交通費	入場料	講師謝金・講師交通費	保険料	使用料	食糧費	消耗品費	印刷製本費	通信運搬料	備品購入費	その他前条各号の活動に要する経費で市長が特に必要と認めるもの
-----	-----	-----	------------	-----	-----	-----	------	-------	-------	-------	--------------------------------

2 補助金の額は、予算の範囲内において前項に掲げる経費の額の2分の1に相当する額（その額が51,000円を超える場合にあつては、51,000円）とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 青少年地域参加促進関係事業計画書及び関係収支予算書（別記様式第1号）
- (2) その他必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 青少年地域参加促進関係事業実績書及び関係収支決算書（別記様式第2号）
- (2) その他必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、確定払によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月16日から施行し、平成26年度以後の年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全な育成に資することを目的に、社会教育団体に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(社会教育関係団体)

第2条 補助対象団体は、次に掲げる社会教育団体とする。

- (1) ボーイスカウト和歌山地区協議会
- (2) ガールスカウト和歌山地区協議会

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、社会教育団体が行う青少年の健全な育成を図ることを目的とする事業に係る経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 食糧費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 保険料
- (8) 委託料
- (9) 使用料及び賃借料
- (10) 備品購入費
- (11) 負担金

(実績報告)

第5条 和歌山市補助金等交付規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 主な事業の実施状況が確認できる写真及び領収書の写し

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人が生き生きと生活し、人と人との交流が深まる共生社会の実現のため、和歌山市の文化振興及び市民の情操教育に寄与する芸術文化活動事業に対し補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において文化団体とは、次の団体をいう。

- (1) 和歌山児童合唱団
- (2) 和歌山市民合唱団
- (3) 和歌山文化協会
- (4) 和歌山市視覚障害者福祉協会
- (5) 和歌山市民オペラ協会
- (6) 紀州民芸盆栽協会
- (7) 和歌山市交響楽団
- (8) 和歌山市吹奏楽団
- (9) 和歌山市合唱団協議会

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助対象事業は、和歌山市において活動する文化団体が主催する文化振興事業とし、文化芸術の発表会等を行い、市民に広く文化芸術の鑑賞の場を提供することを目的とするものとする。

- 2 補助対象経費は、会場その他借上料、舞台技術料、印刷製本費、通信運搬費、著作権料とする。
- 3 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の2分の1を乗して得た額を限度とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (実績報告)

第5条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業完了報告書（別記様式第3号）
- (2) 収支決算書（別記様式第4号）
- (3) 写真、パンフレット等
- (4) 領収書の写し

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

議題（3）

令和7年度家庭教育支援基盤構築事業について

【地域における家庭教育支援基盤構築事業】（国庫補助金）

担当課	生涯学習課
事業目的	全ての保護者の方々が、安心して子育てについて学び、語り合い考えることのできる学習機会を提供するとともに、家庭教育支援サポーター（以下、「かてサポ」という。）による活動を広く展開していくことを目的としています。

○令和7年度 予算額

補助対象経費	409,150円
内訳	
講師謝金	104,020円
消耗品費	36,940円
食糧費	8,200円
傷害保険料	1,000円
業務委託料	161,700円
会場借り上げ料	97,290円

※国費内示額 136,000円 ※千円未満切り捨て
(補助対象経費の1/3補助)

○令和7年度事業予定

(1) 和歌山市家庭教育支援サポーター養成講座	
日程	令和7年5月12日(月)、5月14日(水)、5月19日(月)、5月21日(水)
場所	和歌山市西コミュニティセンター
概要	家庭教育に興味や関心のある人や、これから家庭教育の支援者として活動していきたいと考えている人、すでに支援者として活動している人などを対象に、保護者の方々の育児や子育てに関する相談に気軽に応じるなどの、家庭教育支援を担う人材の育成を目指す講座です。

(2) 小学校就学時前検診等へのかてサポ派遣	
日程	令和7年10月頃～
場所	未定
概要	小学校就学時前検診等に、かてサポを派遣し、家庭教育に関する相談の受付を実施します。

(3) 食育講座（おやこでお料理まなび隊）	
日程	令和7年11月頃
場所	未定
概要	家庭教育の一環として、親子と一緒に食育を学びます。かてサポを派遣し、調理補助を行い、親子のコミュニケーションを促進します。

議題（４）

令和７年度社会教育関係各課事業の予定について

		事業数	募集人数(人)
生涯学習課 (別冊P.54～P.75)	市主催事業	23	—
	共催事業	14	—
	団体事業	22	—
	コミュニティセンター7館	235	19,883
	合計	294	19,883
	関係団体	PTA、公民館、市婦連など	

		事業数	募集人数(人)
青少年課 (別冊P.76～P.79)	市主催事業	2	—
	共催事業	14	—
	団体事業	16	—
	合計	32	0
	関係団体	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなど	

		事業数	募集人数(人)
読書活動推進課 (別冊P.80～P.81)	市民図書館	15	2438(自由参加を除く)
	西分館	9	480(自由参加を除く)
	合計	24	2,918

		事業数	募集人数(人)
こども科学館 (別冊P.82～P.83)		16	2,188

		事業数	募集人数(人)
文化振興課 (別冊P.84～P.97)	市主催事業	2	自由参加
	共催事業	7	自由参加
	団体事業	9	—
	和歌山城ホール	35	—
	和歌の浦アート・キューブ	33	2,351
	博物館	25	400
	合計	111	2,751
	関係団体	児童合唱団、市民合唱団など	

		事業数	募集人数(人)
スポーツ振興課 (別冊P.98～P.108)	市主催事業	5	—
	共催事業	6	—
	団体事業	14	—
	体育館3館	65	—
	スポーツ広場	2	120
	温水プール	18	4,868
	合計	110	4,988
	関係団体	市体育協会など	

※詳細は別冊資料をご覧ください。

議題（５）

社会教育活動に対する壮年層へのアプローチの仕方について

・実践活動に向けた現在の進捗について

第1回 砂山地区プロジェクトキックオフ会議

●日 時：令和7年4月16日（火）

●場 所：西コミュニティセンター 多目的ホール（小）

●参加団体：
・砂山地区連合自治会
・砂山地区公民館
・砂山地区社会福祉協議会
・砂山地区地域活動連絡協議会
・砂山婦人会
・砂山地区地域安全推進員会
・むつみこども園父母の会

【議題の内容】

●プロジェクトメンバーの自己紹介

参加メンバーそれぞれが自己紹介を行い、これまでの関わりや地域活動への思いを共有し、メンバー間の交流を深めるとともに、多様な視点を持ち寄ることができるチームであることを再確認した。

●今回のプロジェクトの背景・趣旨説明

社会教育推進の為に、テーマを選定し、実践活動を行うこととなった背景を伝え、令和7年度は山本委員の自らが活動する団体を中心とし、砂山地区をモデルとした実践活動を行う旨を報告。その仮名で、上野山委員から高松地区での取り組みを紹介した。

●自由な意見交換

今後の方向性やアプローチ方法について自由に意見を交換した。その中で、「子供を対象としたイベントを起点に、親世代である壮年層を自然な形で巻き込む方法」が有効であるとの意見が多く見られた。

【決定事項】

●次回打ち合わせ

日 時：令和7年5月22日（水）13時30分～

場 所：西コミュニティセンター

●次回の内容

子供を中心としたおもしろイベントを企画し、その中で親世代（壮年層）が自然に参加・関与できるような仕組みについてアイデアを出し合う。具体的には、親子で楽しめる体験型イベントを中心に、上野山委員を通して摂南大学の学生が企画の検討を行う。

【今後】

- ・夏頃 おもしろイベントを数回開催
- ・秋から冬頃 成果のまとめ
- ・春頃 実践事例として提言

議題（6）

令和7年度社会教育委員行事予定について

月	日	内容	会場	備考
5	2	第1回定例会議		
5	13	和歌山県社会教育委員連絡協議会 第1回理事会 社会教育講演会・定期総会	和歌山勤労福祉会館 プラザホープ (和歌山市)	
7月下旬 ～ 8月上旬		和歌山県社会教育委員連絡協議会 第2回 理事会	未定（和歌山市）	
		第2回定例会議	未定（和歌山市）	
9	5	近畿地区社会教育研究大会 (和歌山大会)	和歌山県民文化会館 和歌山県自治会館 (和歌山市)	
10	未定	臨時会議	未定（和歌山市）	必要に応じて
10	29～31	第67回全国社会教育研究大会 (岩手大会)	盛岡市民文化ホール (岩手県盛岡市)	
2	未定	第3回定例会議	未定（和歌山市）	
3	未定	和歌山県社会教育委員連絡協議会 第3回 理事会	未定（和歌山市）	

○社会教育法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

第五条第2項～第九条 略

第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

以下、略

○和歌山市社会教育委員条例

昭和24年12月17日

条例第41号

改正 昭和28年4月1日条例第25号

平成26年3月24日条例第41号

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学校教育及び社会教育に関する学識経験を有する者のうちからこれを行うものとする。

2 委員の定数は、12人とする。

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 社会教育法第17条第1項第2号に規定する会議（以下単に「会議」という。）に議長及び副議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第5条 会議は、議長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第7条 委員の費用弁償額及びその支給方法については、別にこれを定める。

第8条 この条例の施行について必要な事項は教育委員会が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則（昭和28年4月1日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

附 則（平成26年3月24日）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。